

日系企業向け 2026 年春季税制アップデートウェブキャストの概要

March 2026

In brief

PwCドイツでは、2026年3月3日に日系企業向け 2026 年春季税制アップデートウェブキャストを実施しました。本ウェブキャストでは、2025年から2026年に注目されるドイツおよび国際税務の主要なトピックを取り上げ、重要な税制改正、Pillar2の最新動向、また最近の判例やガイダンスについて解説を行いました。

本 Newsflash ではウェブキャストの内容の要点をご紹介します。

In detail

1. 税制上の即時投資支援プログラム等(税制改正)

本法案には、税務関連の項目として以下の内容が含まれています。

- (1) 2028年以降の法人税率の段階的な引き下げ
法人税率(連邦税率)が2028年以降、毎年1%ずつ減少し、この段階的な税率の引き下げを経て、2032年には10%に到達する予定です。
- (2) 定率法による減価償却
2025年6月30日以降、2028年1月1日までの期間に取得または製造された動産固定資産に対して、一定の範囲内で帳簿価額の30%を償却率とする定率法による減価償却が認められます。
- (3) 電気自動車に対する算術的減価償却の導入
2025年6月30日以降、2028年1月1日までの期間に取得した一定の電気自動車に対して、算術的減価償却が導入されます。償却率は取得年度には75%となります。
- (4) 研究開発税額控除の拡大
2025年12月31日以降に開始する研究開発プロジェクトについては、一定の要件の下、一般事業経費等も助成対象経費として算入可能となります。また、同日以降に発生する助成対象経費の年間上限額は1,200万ユーロに引き上げられます。さらに、2026年以降は、助成対象となる自社作業における労働時間単価の上限が100ユーロに引き上げられます。

なお、上記の即時投資支援プログラムとは別途、投資による拠点促進を目的とする改正として、投資による拠点促進法(StoFöG)が2026年2月に公布されています。本法には、法人株式の売却による含み益の繰越限度額の引き上げ(50万ユーロから200万ユーロへ)や、規制要件の合理化に向けた既存の法律の改正が含まれています。

2. 税理士法等の第9次改正法案およびその他の税務関連規定の改正案

2026年1月14日、ドイツ連邦政府により、税理士法等の第9次改正法案およびその他の税務関連規定の改正案が閣議決定されました。本改正案には、主に以下の内容が含まれています。

(1) 営業税 (GewStG) の改正案

最低賦課率については、現行の200%から280%へ引き上げられるとされています。それに伴い営業税の実質の最低税率が7%から9.8%に引き上がると見込まれます。

(2) 不動産移転法 (GrEStG) の改正案

いわゆるサインング・クロージング案件におけるサインング優先権が明示される見込みです。あわせて、当該優先関係を規定する新たな規定の追加や、既存規定の見直し・整理が行われ、関連規定の体系的な整理が進められます。

本件の詳細については、以前のJBN Newsflashで取り上げておりますので、[こちら](#)をご覧ください。

3. グローバルミニマム課税に関する最新動向について

(1) 最低課税調整法 (MinStAnpG) の制定

2023年より公布されている最低課税法 (MinStG) を国際的な動向を踏まえて調整、補足する改正法として2025年12月に制定、公布されました。主な内容として、Pillar 2 移行前年度に係る税務上の取扱いや、CbCR セーフハーバーに関する調整、混合所得の免税限度額の引き上げ等が含まれます。

(2) OECD Side-by-Side パッケージ

OECDが2026年1月5日に公表したSide-by-Sideパッケージでは、米国に最終親会社を有する企業グループについて、一次補足税 (IIR) および二次補足税 (UTPR) のいずれも原則として適用対象としないことが示されるとともに、その他のセーフハーバーの内容が公表されています。主なものとしてCbCR セーフハーバーの代替措置と考えられる簡易 ETR セーフハーバー公表、現行のCbCR セーフハーバーの適用期間の1年の延長が公表されています。

4. ドイツ国内税法に関する判例

(1) 判例 - 電子メールは提出すべき商業・業務文書に該当するか

移転価格に関する税務調査において、電子メールの提出が求められ、その適法性および提出義務の有無が裁判において判断されました。本判例では、電子メールおよび(非公式な)チャットについても、移転価格文書と同様に業務文書としての保存義務があると判断されています。一方で、状況に応じた相当の範囲での提出要求自体は原則として適法とされるものの、納税者には第一次選別権(どの電子メールを提出するかを選択権)があることも示されています。また、税務上の関連性を欠く電子メールを含めた全件の包括的な提出要求については、不適法となる可能性があることが判断されています。本件の詳細については、以前のJBN Newsflashで取り上げておりますので[こちら](#)をご覧ください。

(2) 判例 - 利益移転契約の履行

親会社と子会社との間で締結された利益移転契約について、契約が形式的に存在するだけでは足りず、実際にかつ適時に利益移転契約が履行されていることが必要であることが示されました。本件の詳細については、以前のJBN Newsflashで取り上げておりますので[こちら](#)をご覧ください。

5. 国際税法に関する判例

- (1) 判例 - スイスとの租税条約に基づくタクシー事業者の恒久施設(PE)の該当性
ドイツ在住であるが、スイスでタクシー事業を運営し、スイス国内にあるタクシー事務所の利用権をもつ原告に対し、ドイツ連邦財政裁判所はスイスに恒久施設(PE)が存在すると判決を下しました。自らの事業活動のためにいつでも共同利用する権利を有すオフィススペースについては、処分権を有すると判断され、それが恒久的施設(PE)が成立するための要件を満たすとされています。
- (2) 判例 - EU法に基づく還付金に対する利息の扱い
ドイツ連邦財政裁判所は、EU法に基づき還付される税金について、還付が遅延した場合には、還付額に対する利息請求権を認める判示をしました。利息は原則として税務当局への完全な還付申請後3か月経過時点から発生しますが、自動付与ではなく、申請があった場合のみ適用となるため、該当者は利息請求を期限内に申請する必要があります。本件の詳細については、以前のJBN Newsflashで取り上げておりますので、[こちら](#)をご覧ください。
- (3) 判例 - 日本に対する15%源泉徴収税は、資本移動の自由を侵害するか(係属中)
日本に所在する法人(以下、「親法人」)は、2009年から2011年にかけてドイツに所在するGmbHである100%子会社から配当を受領しました。配当に対しては日独租税条約に基づき、15%の源泉徴収税が課されましたが、日本における国内法の改正により、2009年4月1日以降、親法人は当該源泉徴収税の税額控除が認められなくなりました。親法人は、この取り扱いがEU機能条約の「資本の移動の自由」に違反するとして提訴しましたが、第一審であるデュッセルドルフ財政裁判所は、この主張を退けていました。これを受けて親法人はドイツ連邦財政裁判所へ控訴しましたが、控訴審においては判断が保留され、欧州司法裁判所へ付託されました。本件は現在、欧州司法裁判所での判断を待っている状態であり、最終的な判断は示されていません。本件の詳細については、以前のJBN Newsflashで取り上げておりますので、[こちら](#)をご覧ください。

6. 税務当局からの最新情報

- (1) 所得税法第50d条3項に基づく免税適格性に関するガイドライン
新ガイドラインでは、所得税法50d条3項に基づく免税適格性の判断にあたり、旧ガイドラインのような形式的要素だけではなく、親会社の上場の有無やグループ全体の実体等の実質的要素を総合的に考慮する必要があるとの考え方が示されています。ただし、このガイドラインは納税者に有利に働くもので非常に歓迎すべきものであるものの、法律の理由説明の記述と矛盾していると考えられるため、今後ガイドラインが修正される可能性も含め慎重に検討する必要があります。
- (2) 2026年からの電力価格補填の拡大
2025年12月23日付の欧州委員会通知において、電力価格補填の対象業種が大幅に拡大され、ケミカル、プラスチック、木材、ガラス産業の追加的サブセクターが含まれることが示されました。加盟国は2025会計年度においてこれらの業種への支援を付与可能であり、対象企業は初期申請に向けて電力価格補填制度の検討を開始すべきとされています。改正ガイドラインは2025年12月22日から適用され、新たに追加された業種における企業は、2025会計年度分について2026年から申請が可能となる見込みです(申請期限:2026年6月30日)。今後は、制度および要件に関する社内協議、電力価格補填申請書の作成に加え、必要に応じて産業用電気料金等の他の補助との相互影響を考慮した検討を進めることが推奨されます。

Let's talk



Prof. Dr. Uwe Hohage
Partner, Japan Business
Network (JBN) & Markets
Leader EMEA

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
uwe.hohage@pwc.com
+49 (0)160 90139585



Thomas Riedl
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0) 1511 7407710
thomas.riedl@pwc.com



Volker Wetzstein
Director, Corporate Tax,
Japan Business Network

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)151 161 48501
volker.wetzsteini@pwc.com



Takayuki Fujii
藤井 隆行
Manager, Corporate Tax,
Japan Business Network
日本国税理士

Georg-Glock-Straße 22
40474 Düsseldorf, Germany
+49 (0)171 495 5987
takayuki.b.fujii@pwc.com

Japan Business Network (JBN) について

PwC ドイツの Japan Business Network (JBN) は、監査・税務・法務・M&A・コンサルティングなどのあらゆる分野において、ドイツに進出している日系企業をテラーメイドで支援いたします。組織再編、移転価格、VAT など専門性が求められる分野においても、深い知識と経験を有する日本語を話せるプロフェッショナルと、現地のプロフェッショナルが二人三脚で皆様の成長を支援いたします。

JBN の Website はこちらから: [Japan Business Network \(JBN\)](#)

ドイツ税務&法務アップデートはこちらから: [Japan Business Network \(JBN\) Newsflash](#)

本稿は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本稿の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本稿に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本稿に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.